

漁業近代化資金の貸付対象等（漁業経営を近代化し、資本装備の高度化と経営の安定をはかるために必要な資金）

資金の種類		主なもの	償還期間 (うち据置)
1号資金	漁船	漁船（130t未満）	20（3） 木船9（2）
	漁船の改造に必要な資金であって船体以外の部分に係るもの	推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知機、方向探知機、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、気象図模写受信施設、造水装置、油圧装置等	10（3）
2号資金	漁船漁具保管施設	漁船修理施設、漁船機関修理施設、染網施設、漁具倉庫、船揚施設等	15（3）
	漁業用資材保管施設	給油タンク、資材えさ倉庫等	
	漁船用油水供給施設	給油船、給水施設等	
	養殖池	養殖池	
	蓄養池	蓄養池	
	水産種苗生産施設	採苗施設、飼育池等	
	養殖用作業舎	養殖用作業舎	
	水産物処理施設	荷さばき販売所建物（卸売場建物、仲買売場建物、買荷保管積込所建物及び場内事務所含む。）、水揚機械施設、海水浄化施設、給排水施設、衛生施設、消火施設、構内舗装、計算センター、トラックスケール、せり機械施設等	
	水産物保蔵施設	水産物倉庫、冷蔵施設等	
	水産物加工施設	水産物加工施設	
	製氷冷凍施設	製氷施設、冷凍施設	
	水産物等運搬施設	運搬船等	
	水産物販売施設	活魚等販売施設	
漁業用通信施設	漁業用無線陸上施設、テレタイプ、テレックス等		
3号資金	漁場改良造成用機具	ブルドーザー、パワーショベル等	7（2） 組合10（2）
	漁船用油水供給用機具	給油車、給水車等	
	水産種苗生産用機具	ヒーター、培養器等	
	養殖用えさ調製供給用機具	給餌器、ミンチ、チョッパー、播漬器等	
	養殖用肥料薬剤施用機具	浮タンク、散布機械等	
	養殖水産物収穫用機具	のりつみ機等	
	水産物等運搬用機具	運搬車、場内運搬機械等	
	生産・経営管理		
	情報処理用機具	電子計算機等	

資金の種類		主なもの	償還期間 (うち据置)
4号資金	漁具	漁網綱、浮子、沈子、ラジオブイ、集魚灯、潜水用具、えり、やな、かご、つりざお等	5 (2)
	養殖いかだ	養殖いかだ	
	その他農林水産大臣が定める養殖施設	はえなわ式養殖施設	
5号資金	ぶり、うなぎその他の成育期間が通常1年以上である水産動植物であって農林水産大臣が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金	ぶり、うなぎ、たい、いしだい、あじ、さけ、こい、テラピア、ふぐ、ひらめ、すずき、かさご、めばる、にべ、はた、とうごろいわし、どじょう、さば、すぎ、わたりがに、くるまえび、いわがに、真珠、真珠貝、かき、ほたてがい、ひおうぎがい、あわび、とこぶし、あかがい、あさり、はまぐり、すっぽん、ほや、うに及びこんぶ	5 (2)
6号資金	有線放送施設その他漁村における環境の整備に必要な施設であって農林水産大臣の定めるものの改良	漁村情報処理・通信施設、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設等	20 (3)
7号資金	漁場改良造成施設		12 (2) 組合15 (2)
	漁協等が共同利用に供する船舶	監視船、指導船等	
	海浜等環境活用施設	釣り場、潮干狩り場、管理施設、保安施設、休養施設、水産物直販施設等	
	密漁監視施設		15 (3)
	漁村給排水施設・特定の漁家住宅		
	水産業労働力確保施設資金	宿泊施設及び休憩施設	5 (2)
	初得的経営資金		10 (2)
漁協基盤強化機器整備資金	現金自動支払機等		

○貸付限度額

	借受者の種別	限度額
漁業者等	・20t以上漁船資金借受者	3億6千万円
	・水産養殖業者（法人）	1億8千万円
	・漁業（総トン数20t未満の漁船を使用する者に限る）、養殖業又は水産加工業のいずれか2以上を併せ営む者	1億5千万円
	・上記以外の生産組合・漁業法人・水産加工業者、個人のうち20t未満漁船資金借受者・漁船漁業用施設資金借受者、水産養殖業者（個人）	9千万円
	・上記以外の個人	1千8百万円
	・7号資金は一部個別に限度額設定有り	
漁協等		12億円